



神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

資料1

# 第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画 (改定素案)

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～

令和5年11月

# I 計画の基本的考え方

## 1 計画の趣旨

犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々の多くは、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪等によって引き起こされる直接的な被害に加え、心身の不調や、治療費の負担などの経済的な問題、新たな住居の確保など、様々な問題に苦しめられています。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や言動、さらには、プライバシーの侵害や名誉棄損などによって精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。

このような状況にある犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を取り戻すためには、身近な行政である地方公共団体が、様々な関係機関と連携し、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者など周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、二次被害が生じることのないよう十分配慮して、犯罪被害者等を支えることが必要です。

県では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、平成21年に「神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）」を制定し、条例に基づいて、犯罪被害者等への支援施策を総合的、計画的に推進するため、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しています。

## 2 第3期計画までの取組の概要

### (1) 第1期計画（平成21年度～平成25年度）の取組

平成21年4月に策定した計画では、県、県警察、民間支援団体が一体となって総合的な支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。[25ページ参照](#)）を設置し、様々な関係機関と連携して、犯罪被害者等への支援を提供するとともに、県民や事業者に犯罪被害者等への理解を深めていただくための取組を行うなど、様々な施策を展開してきました。

### (2) 第2期計画（平成26年度～平成30年度）の取組

第2期計画がスタートした平成26年度からは、警察に届出を躊躇する方も多い、性犯罪や性暴力の被害者の相談に、24時間365日に対応するホットラインを開始しました。

その後、平成29年8月、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センタ

一「かならいん」（以下「かならいん」という。25ページ参照）を開設し、電話相談に加えて、協力医療機関への付添いや、受診費用の負担など、支援の充実を図ってきました。

### (3) 第3期計画（令和元年度～令和5年度）の取組

令和2年7月に条例を改正し、「二次被害」について定義付けを行い、二次被害防止の取組を進めてきました。

また、令和元年10月に、「かならいん」に「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」を開設、令和4年10月に、基幹病院における証拠採取等を開始する等、支援の充実を図ってきました。

## 3 計画改定について

県では、第3期計画の最終年度である令和5年6月に、各年度の取組の実施状況を取りまとめて公表し、県民の皆様をはじめ、市町村、関係団体から意見を伺いました。

さらに、有識者、犯罪被害者等当事者団体、市町村からなる「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、第3期計画の事業実施状況を評価したうえで、課題を抽出していただきました。

こうした県民の皆様、市町村、関係団体、検討委員会等の意見を踏まえ、犯罪被害者等支援の、より一層の充実を図るため、第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）を策定しました。

## 4 計画の性格

この計画は、条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定める行政計画です。また、県の総合計画を補完する個別計画です。

## 5 計画の対象

条例第2条では、犯罪被害者等を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。」としていることから、計画で定める犯罪被害者等支援施策は、原則として県民を対象としたものとします。

## 6 計画期間

この計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

## 7 進行管理等

年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表するとともに、進捗状況を点検し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら計画を推進します。

また、随時、支援施策を利用した犯罪被害者等から意見を求め施策に反映します。

計画の中間年度（令和8年度）及び最終年度（令和10年度）には、前年度までの施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、県民の皆様の見聞をはじめ、市町村、関係団体などから意見を伺います。そして、有識者等で構成する検討委員会において施策の総合的な検証を行い、検討委員会での検証結果を踏まえ、必要な対応を行います。

なお、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて、計画を見直すこととします。

### 【参考 計画とSDGsとの関係】

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本計画における基本目標も、SDGsの理念を共有するものであり、本計画に定める施策・事業の展開を図ることにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

(参考 SDGsの17の目標(ゴール)のうち、計画と関連の強いもの)

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

## Ⅱ 犯罪被害等の現状

### 1 県内の犯罪等の発生状況

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年以降減少し、令和4年は、60万1,331件となっています。（認知件数は、警察において発生を認知した件数を指します。）

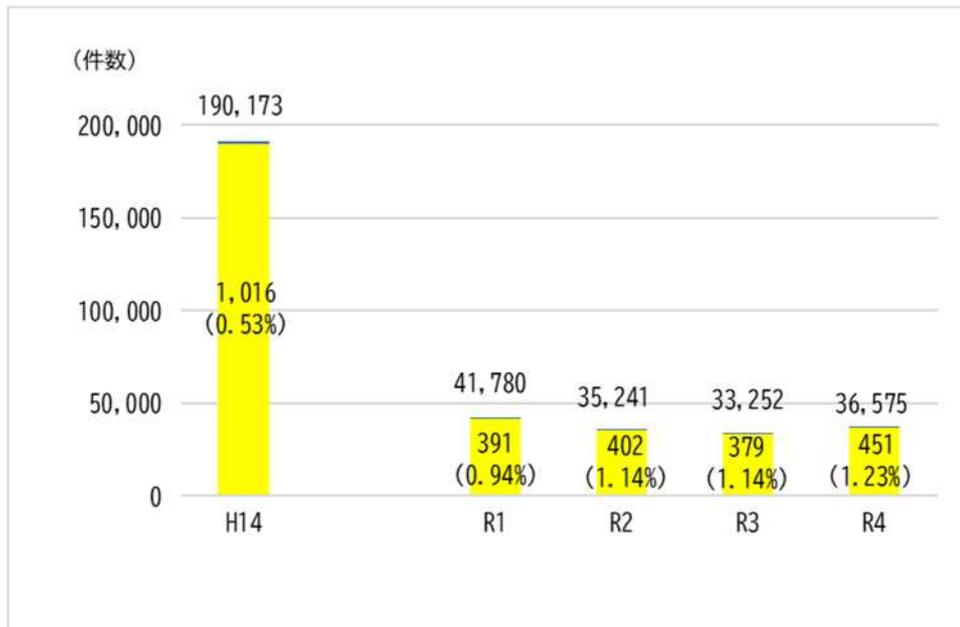
神奈川県内の刑法犯認知件数も、平成14年には19万173件と戦後最悪を記録しましたが、平成15年以降、減少傾向となり、令和4年は3万6,575件と、平成14年の約19.2%の件数となりました。

しかしながら、性犯罪（強制性交等（強姦）、強制わいせつ）の認知件数は、平成14年の1,016件から令和4年は451件と半減したものの、刑法犯に占める性犯罪の割合では、平成14年の0.53%から令和4年度は1.23%と増加傾向にあります。

また、交通事故死者数は、令和4年は113人と減少傾向にあるものの、未だ厳しい情勢にあります。

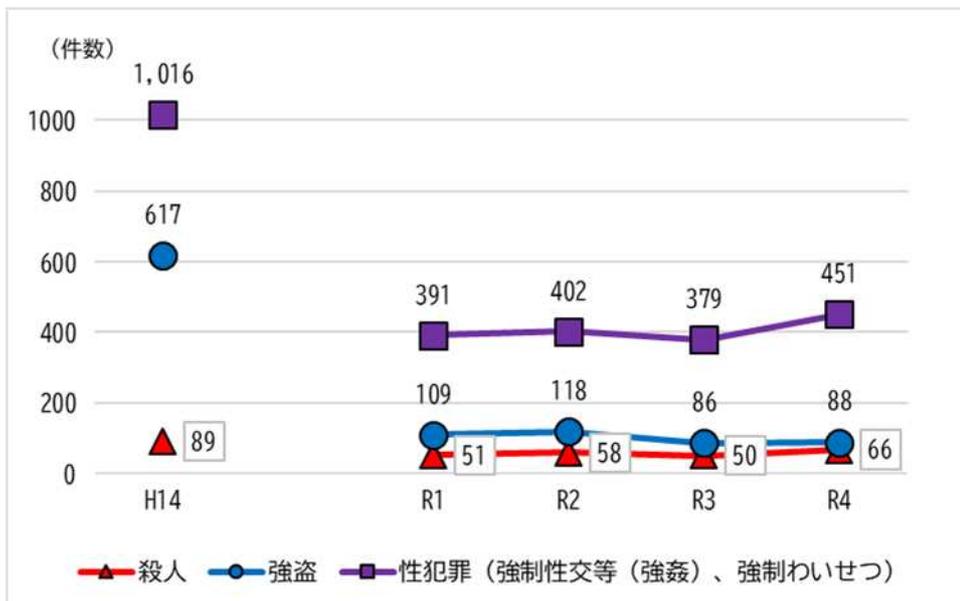
なお、条例では、犯罪被害者等を「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族」と広範に捉えており、また、例えば性犯罪の被害者は被害の届出をためらうケースが多いことなどを考慮すると、支援の対象となる犯罪被害者等は、刑法犯や交通事故などの被害者にとどまるものではありません。

■図表 県内の刑法犯認知件数と性犯罪認知件数の割合



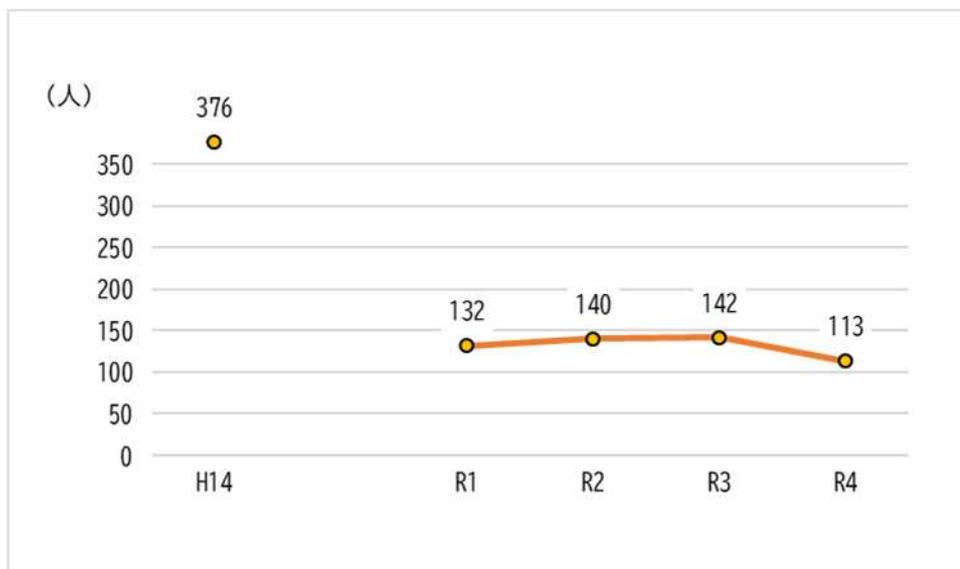
●神奈川県警察本部調べ。

■図表 県内の殺人、強盗及び性犯罪の認知件数の推移



●神奈川県警察本部調べ。

■図表 県内の交通事故死者数の推移



●神奈川県警察本部調べ。

神奈川県警察の調査によると、県内の刑法犯の認知件数を、犯罪種別ごとにみると、次のようになります。

■図表 県内における刑法犯の認知件数

罪種/年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	41,780	35,241	33,252	36,575
凶悪犯	252	286	237	312
強盗	109	118	86	88
放火	18	30	27	45
その他	125	138	124	179
粗暴犯	2,784	2,525	2,359	2,732
暴行	1,354	1,272	1,147	1,337
傷害	1,211	1,076	1,028	1,186
恐喝	99	57	61	80
その他	120	120	123	129
窃盗犯	30,381	25,556	23,970	26,202
侵入盗	3,415	2,575	2,248	2,159
乗り物盗	12,269	8,744	8,051	9,748
非侵入盗	14,697	14,237	13,671	14,295
知能犯	3,039	2,216	2,278	2,844
詐欺	2,838	2,039	2,093	2,686
その他	201	177	185	158
風俗犯	758	764	812	751
強制わいせつ	317	322	305	338
その他	441	442	507	413
その他刑法犯	4,566	3,894	3,596	3,734
器物損壊等	2,372	1,953	1,802	1,996
住居侵入	833	706	691	684
その他	1,361	1,235	1,103	1,054

●神奈川県警察本部調べ。

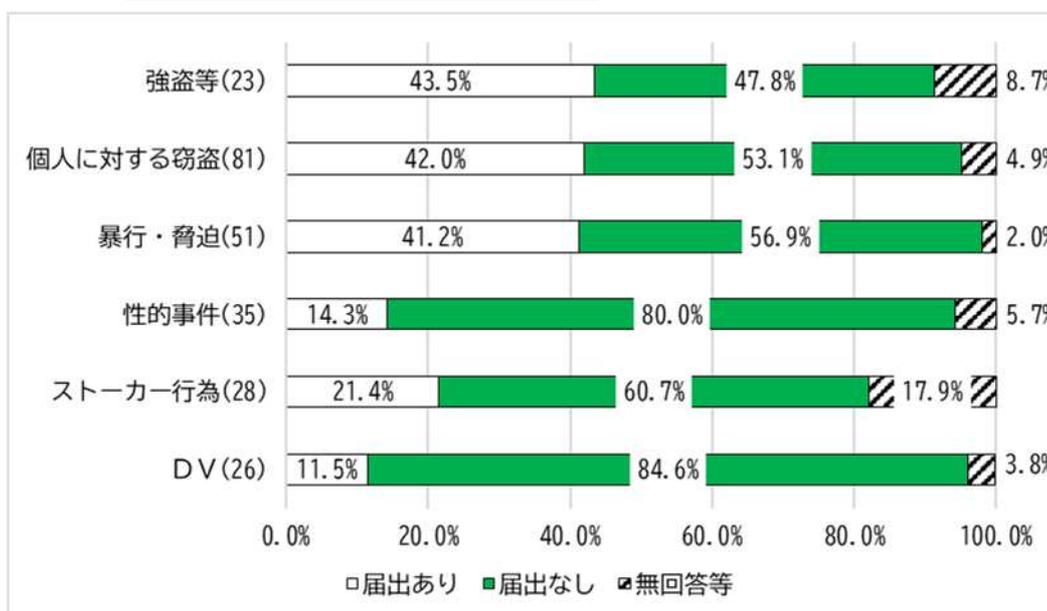
## 2 犯罪被害者等の状況

### (1) 警察への通報状況

#### ア 被害態様別被害申告率

法務総合研究所が平成31年1月26日から2月末日にかけて、全国から16歳以上の男女6,000人を対象に実施した「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」において調査対象とした犯罪被害について、被害態様別に、過去5年間の被害申告率（被害に遭った個人のうち、被害（同一の被害態様で複数回ある場合は一番最近のもの）を捜査機関に届け出た比率をいう。）をみると、強盗等、個人に対する窃盗及び暴行・脅迫では4割以上が被害申告をしたのに対し、性的事件、ストーカー行為及びDVでは1割から2割にとどまるなど、被害態様による差が見られました。

■図表 被害態様別過去5年間の被害申告率



●出典：第5回犯罪被害実態（暗数）調査（法務総合研究所）

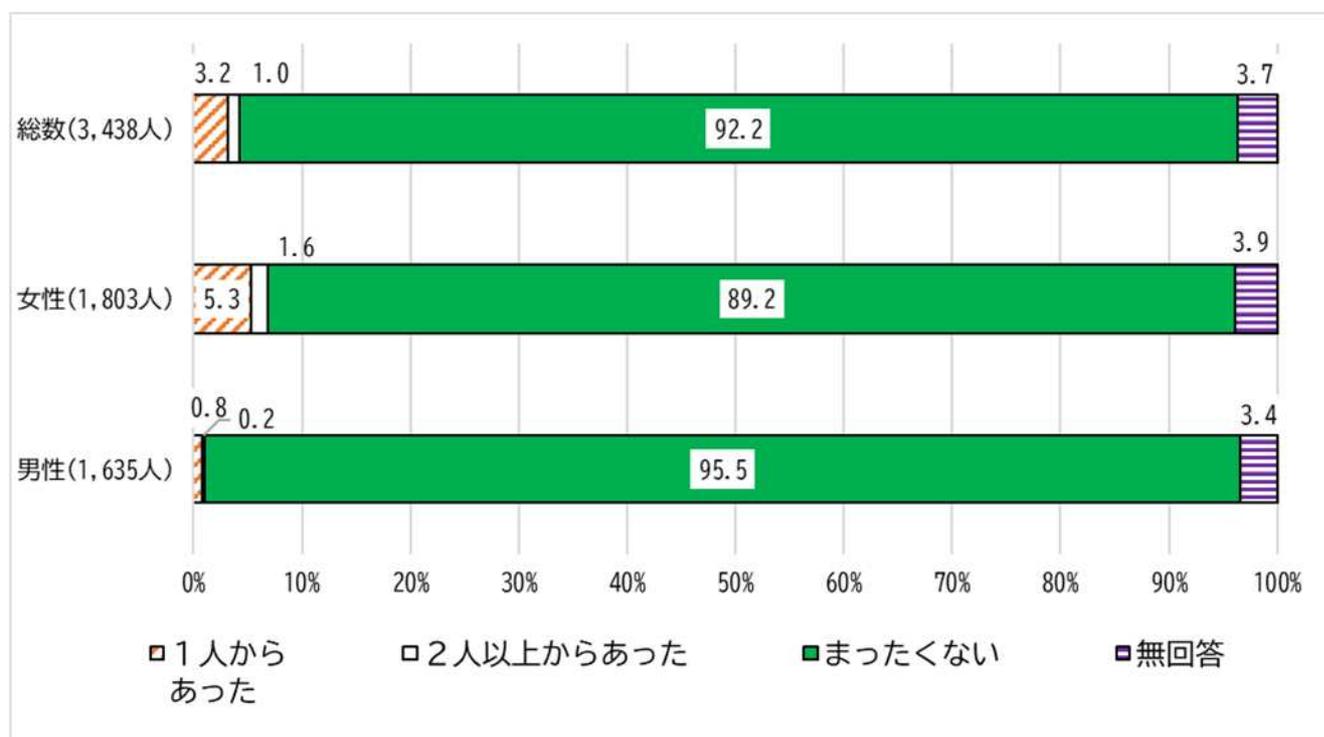
## (2) 性犯罪被害者の状況

### ア 無理やりに性交等をされた被害経験の有無

内閣府が令和2年11月28日から12月20日にかけて、全国から20歳以上の男女5,000人を対象に実施した「男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）」において、これまでに、相手の性別を問わず、無理やり（暴力や脅迫を用いられたものに限らない）に性交等（性交、肛門性交又は口腔性交）をされたことがあるかを聞いたところ、「1人からあった」が3.2%、「2人以上からあった」が1.0%で、被害経験のある人は4.1%でした。

性別にみると、被害経験のある女性は6.9%、男性は1.0%でした。

■ 図表 無理やりに性交等をされた被害経験の有無



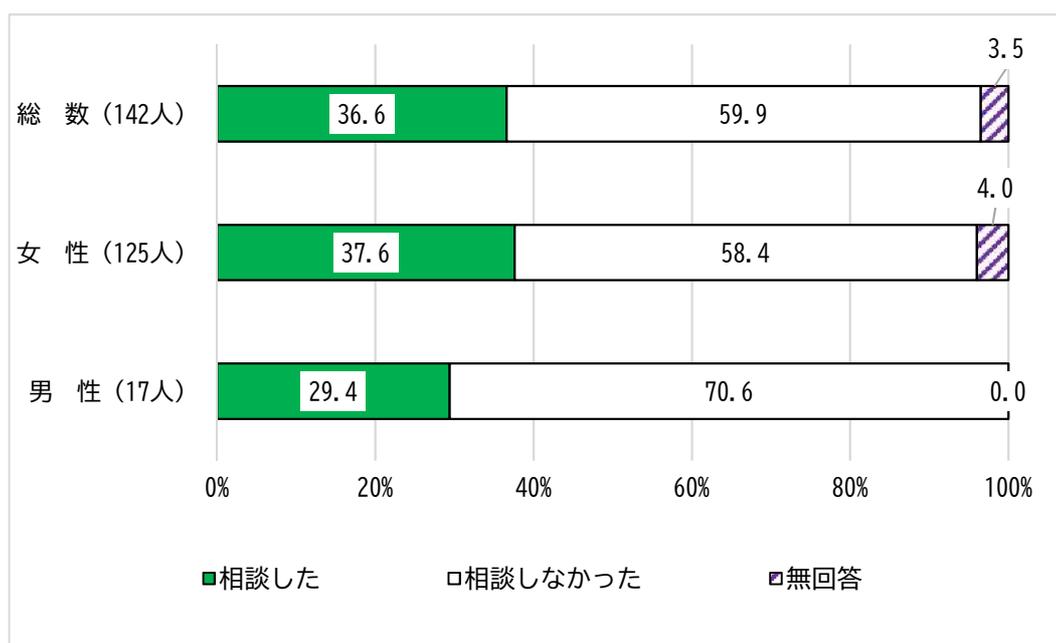
● 出典：男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）（内閣府）

## イ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

無理やりに性交等をされた被害があった人（142人）に、その被害について、だれかに打ち明けたり、相談したかを尋ねたところ、「相談した」は36.6%、「相談しなかった」は59.9%でした。

性別にみると、被害経験のある女性の58.4%、男性の70.6%が「相談しなかった」と回答しました。

■ 図表 無理やりに性交等をされた被害の相談の有無



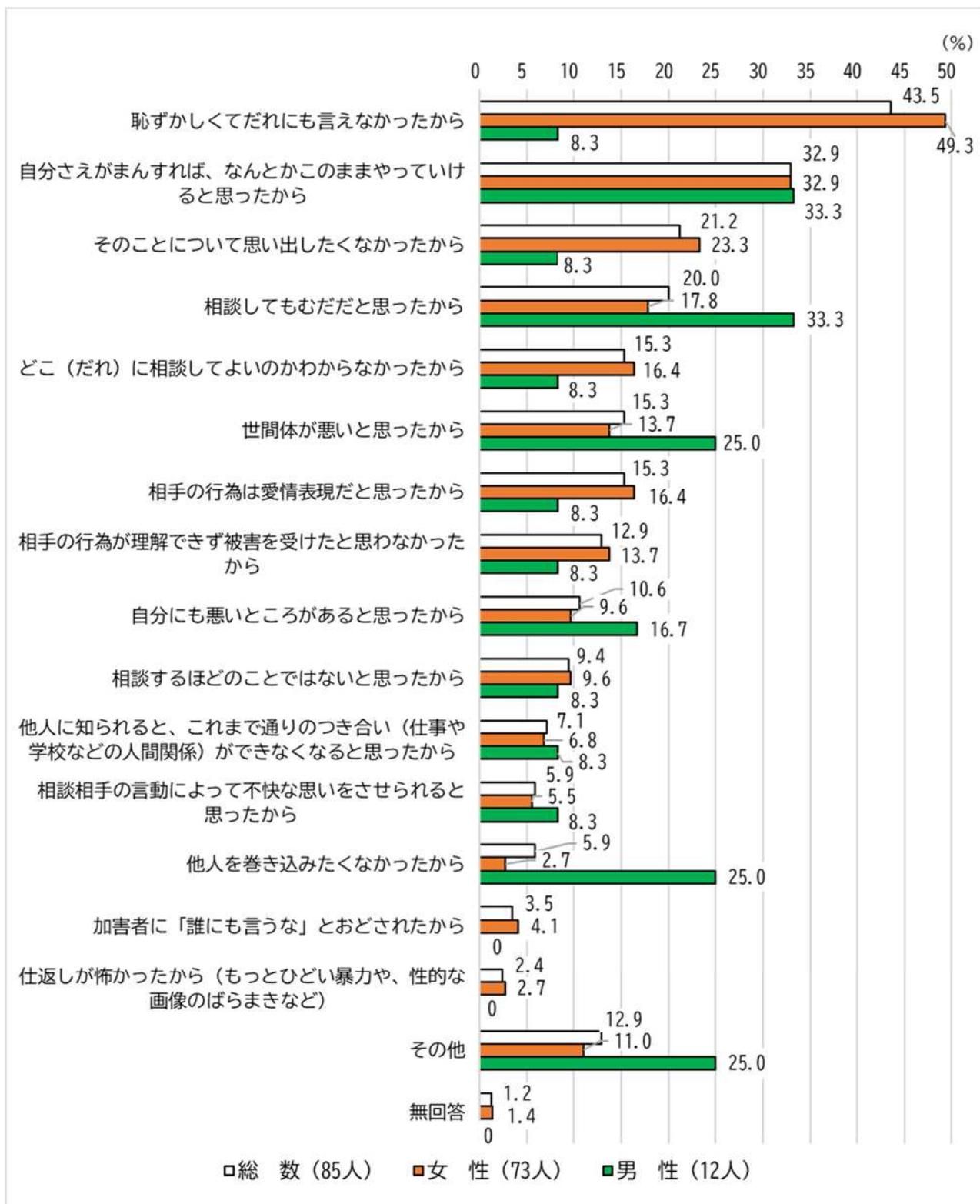
● 出典：男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）（内閣府）

## ウ 無理やりに性交等をされた被害を相談しなかった理由

無理やりに性交等をされた被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人（85人）に、相談しなかった理由を尋ねたところ、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が43.5%と最も多く、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が32.9%、「そのことについて思い出したくなかったから」が21.2%でした。

性別にみると、女性では「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が49.3%、男性では「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「相談してもむだだと思ったから」が、ともに33.3%と最多でした。

■図表 無理やりに性交等をされた被害を相談しなかった理由（複数回答）



●出典：男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）（内閣府）

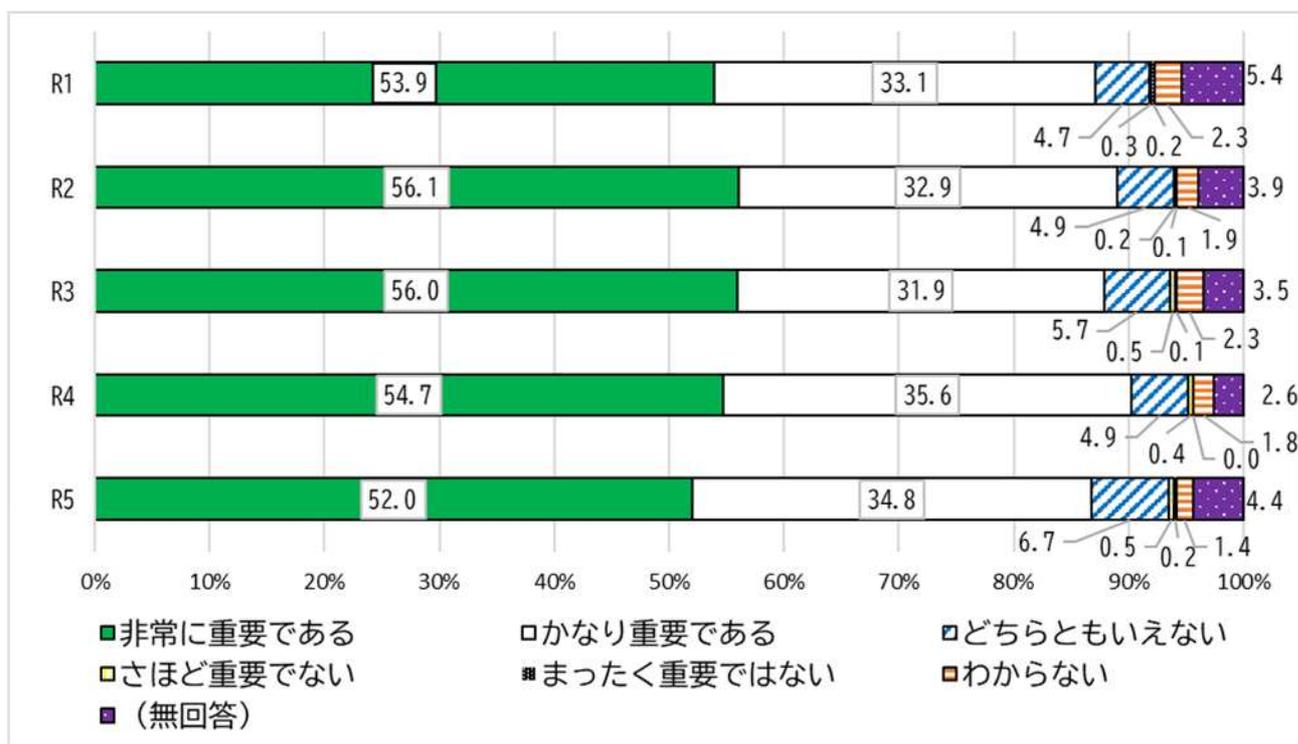
### 3 犯罪被害に対する県民の意識

#### (1) 県民ニーズ調査結果

##### ア 犯罪被害者等支援の重要性に対する意識

県が毎年度、県内在住の満18歳以上の男女（外国籍県民を含む。）3,000人を対象に実施している「県民ニーズ調査（基本調査）」において、犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分に受けられることについて、「非常に重要である」と「かなり重要である」を合わせた〔重要である〕の回答が、90%前後で推移しており、「さほど重要でない」と「まったく重要でない」を合わせた〔重要でない〕の回答は0.5%前後で推移しています。

■ 図表 犯罪被害者等支援の重要性に対する意識

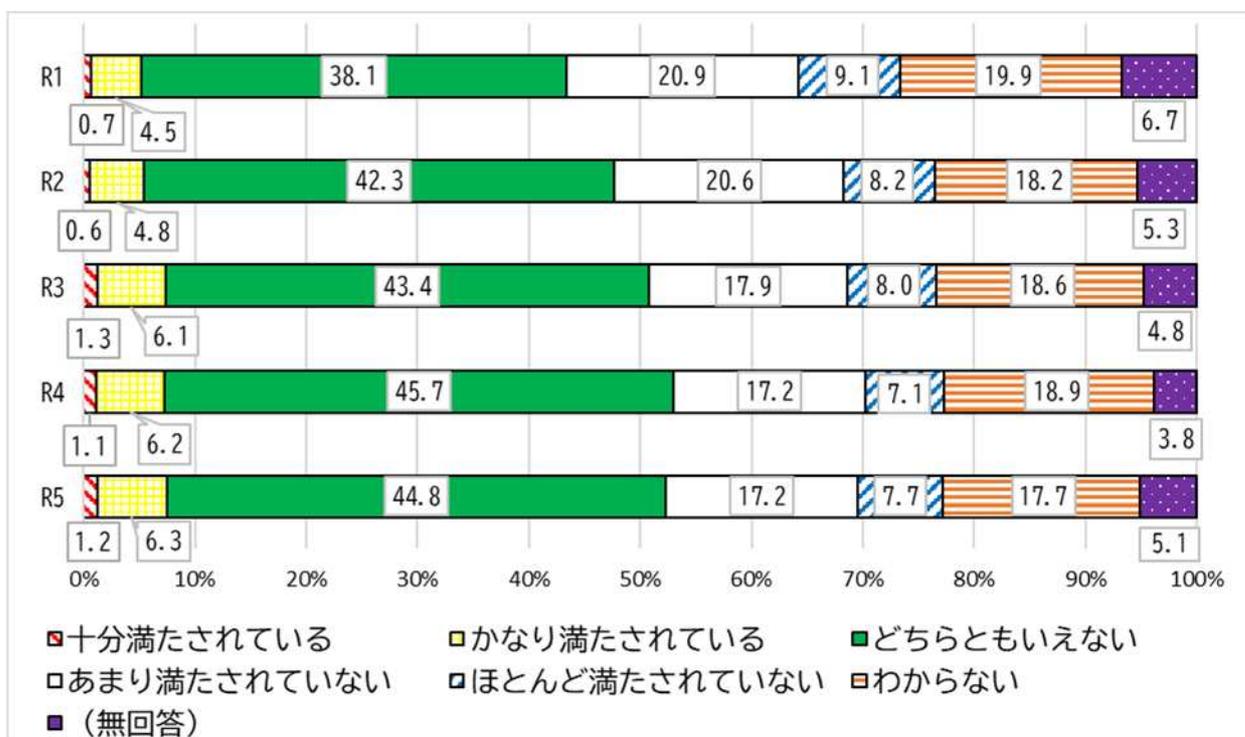


## イ 犯罪被害者等支援の満足度に対する意識

犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分受けられることについて、「十分満たされている」と「かなり満たされている」を合わせた[満たされている]の回答は、令和2年度までは5%前後で推移していましたが、令和5年度は7.5%と増加しています。

一方、「あまり満たされていない」と「ほとんど満たされていない」を合わせた[満たされていない]の回答は、令和元年度は30.0%でしたが、令和5年度には24.9%に減少しています。

■ 図表 犯罪被害者等支援の満足度に対する意識

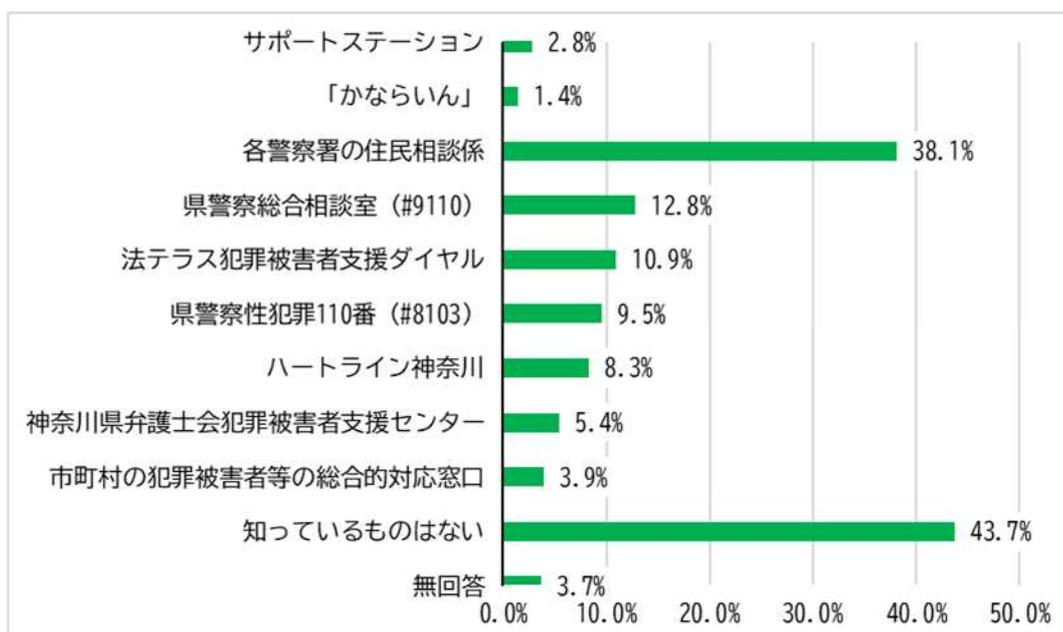


## ウ 犯罪被害者等への支援に関する相談機関・窓口の認知度

「令和2年度県民ニーズ調査(第1回課題調査)」において、犯罪被害者等への支援に関する相談機関・窓口について、知っているものを複数回答で尋ねたところ、「各警察署の住民相談係」が38.1%で最も多く、次いで「県警察総合相談室(#9110)」が12.8%でした。

一方、サポートステーションは2.8%、「かならいん」は1.4%でした。

### ■図表 知っている犯罪被害者等への支援に関する相談機関・窓口（複数回答）

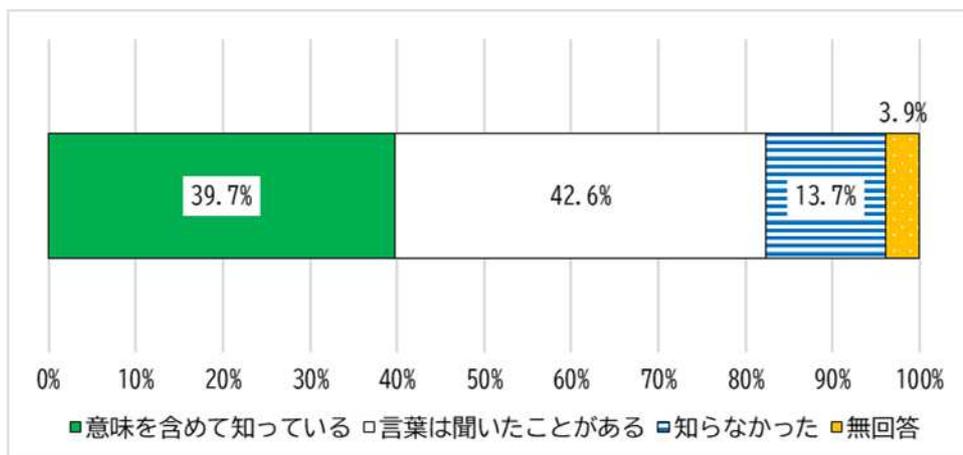


## エ 二次被害の認知度

「二次被害」という言葉を知っているか尋ねたところ、「意味を含めて知っている」が39.7%、「言葉は聞いたことがある」が42.6%でした。

一方、「知らなかった」は13.7%でした。

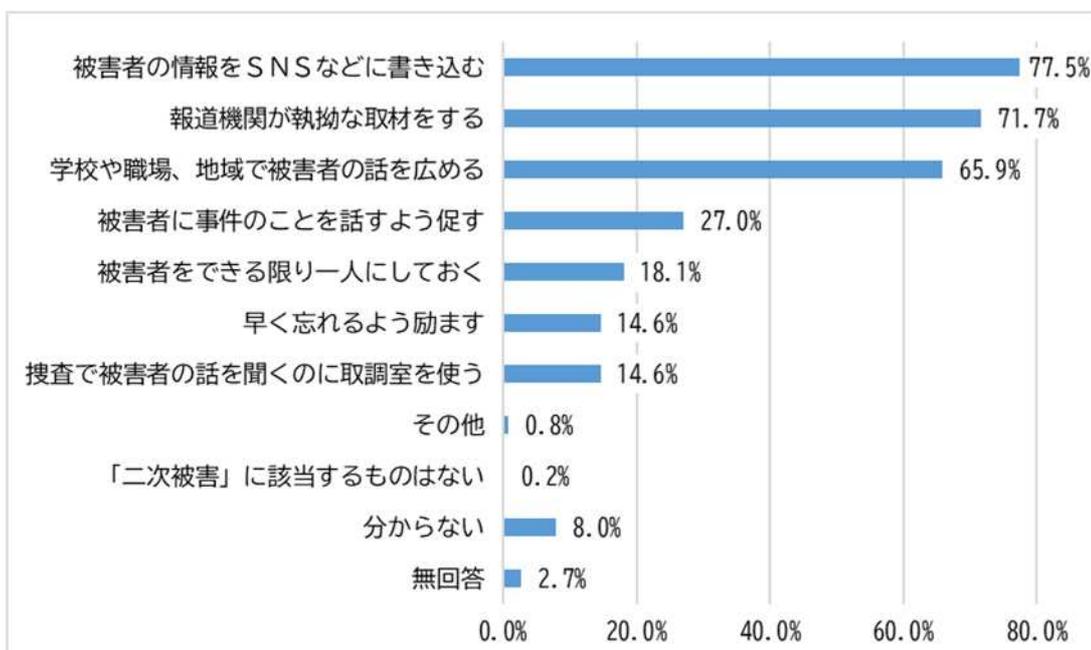
■図表 「二次被害」の認知度



オ 「二次被害」を生じさせる可能性が高いと思うもの

「二次被害」を生じさせる可能性が高いと思うものを複数回答で尋ねたところ、「被害者の情報をSNSなどに書き込む」が77.5%で最も多く、次いで「報道機関が執拗な取材をする」が71.7%でした。

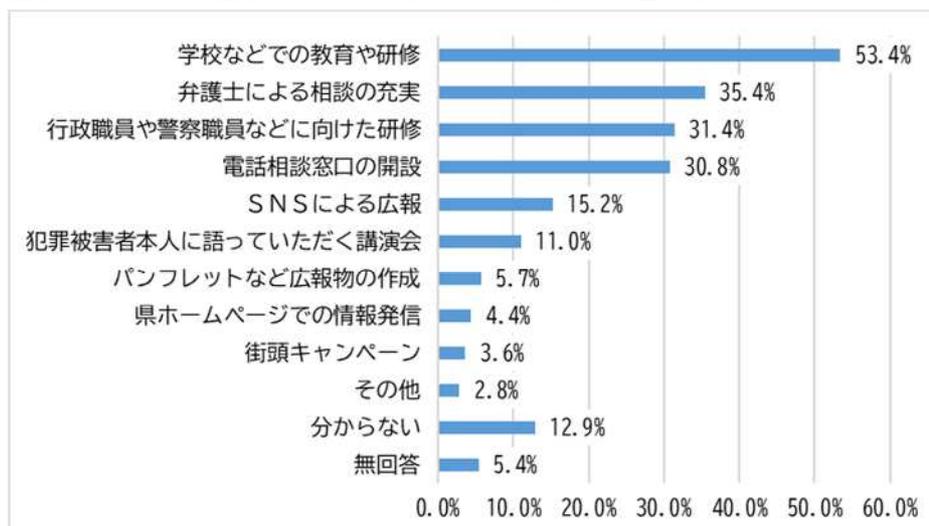
■図表 「二次被害」を生じさせる可能性が高いと思うもの（複数回答）



カ 「二次被害」の防止に効果的だと思う取組

「二次被害」を防止するために効果的だと思う取組を複数回答（3つまで選択可）で尋ねたところ、「学校などでの教育や研修」が53.4%で最も多く、次いで「弁護士による相談の充実」が35.4%でした。

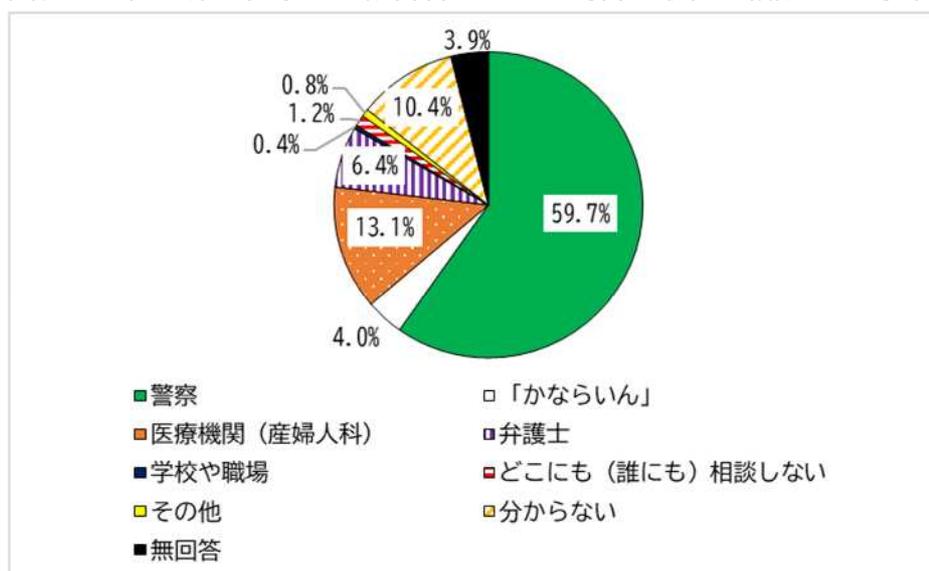
■図表 「二次被害」の防止に効果的だと思う取組（複数回答）



キ 性犯罪や性暴力の被害者となった場合、最初に相談する場所

あなたやあなたの大切な人が性犯罪や性暴力の被害者となった場合、最初にどこに相談するかを尋ねたところ、「警察」が59.7%で最も多く、次いで「医療機関（産婦人科）」が13.1%でした。

■図表 「性犯罪や性暴力の被害者となった場合、最初に相談する場所



### Ⅲ 充実・強化すべき取組

本県の犯罪被害者等支援の取組の主な課題とそれに対応して、第4期計画において充実・強化すべき取組は、次のとおりです。

本県の犯罪被害者等支援の取組の主な課題	充実・強化すべき取組
<p>① サポートステーション・「かならいん」に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民への認知度が低い。</li> <li>・ 子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい環境づくりが求められている。</li> </ul>	<p>犯罪被害者等支援への理解促進と広報の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村や教育委員会、学校等と連携した講演会など普及啓発事業の実施</li> <li>・ 子ども・若者にも伝わりやすいWeb媒体等による、より効果的な広報の実施</li> </ul>
<p>② 「かならいん」に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）との連携が必要である。</li> <li>・ 医療支援を受けやすい環境整備が必要である。</li> </ul>	<p>相談・支援機能の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい支援体制の検討、整備</li> <li>・ 相談員向け研修の充実・強化</li> <li>・ 「かならいん」と産婦人科以外の診療科も含めた医療機関との連携強化</li> </ul>
<p>③ 市町村との連携に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の犯罪被害者等への支援の取組に差があることから、居住地による支援の格差が発生している。</li> <li>・ 県と市町村の役割分担や、市町村の支援実績を含めた県全体の支援状況が見えにくい。</li> </ul>	<p>市町村の取組に対する支援と連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の取組支援のための連携強化、情報提供、人材育成の更なる充実</li> <li>・ 個人情報等に配慮しながら、警察署、市町村との具体的連携方法等の検討会の開催</li> </ul>
<p>④ 経済的支援、日常生活や住居の確保への支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的支援の在り方の検討が必要である。</li> <li>・ 家事、育児など、生活支援の対応が十分ではない。</li> <li>・ 県営住宅の一時利用など、利用実績が低い支援の在り方の検討が必要である。</li> </ul>	<p>経済的支援、日常生活や住居の確保への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の各種社会保障・社会福祉等制度の活用も含め、経済的負担の軽減に向けた支援の充実</li> <li>・ 市町村等と連携した生活支援の充実</li> <li>・ 住居の確保に関する、より利用しやすい支援の在り方の検討や、市町村との連携の強化</li> </ul>
<p>⑤ 犯罪被害者等を支える人材の育成に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談員等の育成に、より力を入れ、質的、量的に支援を一層拡充する必要がある。</li> </ul>	<p>犯罪被害者等を支える人材の育成に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰もが相談しやすいよう、相談員等を育成。研修等の在り方を検討、実施</li> <li>・ 子ども・若者等への性被害に的確に対応できる人材の育成</li> </ul>

## IV 計画の内容

### 1 基本目標

犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標として、条例を踏まえ、第3期計画から引き続き、次の2つの「基本目標」を設定し、「犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくり」を目指します。

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して～

#### 基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また、生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することを最も基本的な目標として位置づけます。

#### 基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、二次被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等は、二次被害によって、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。そこで、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目標として位置づけます。

### 2 施策の体系

#### (1) 施策の基本方向

2つの基本目標に向け、次の4つの基本方向に沿って施策・事業を進めます。

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

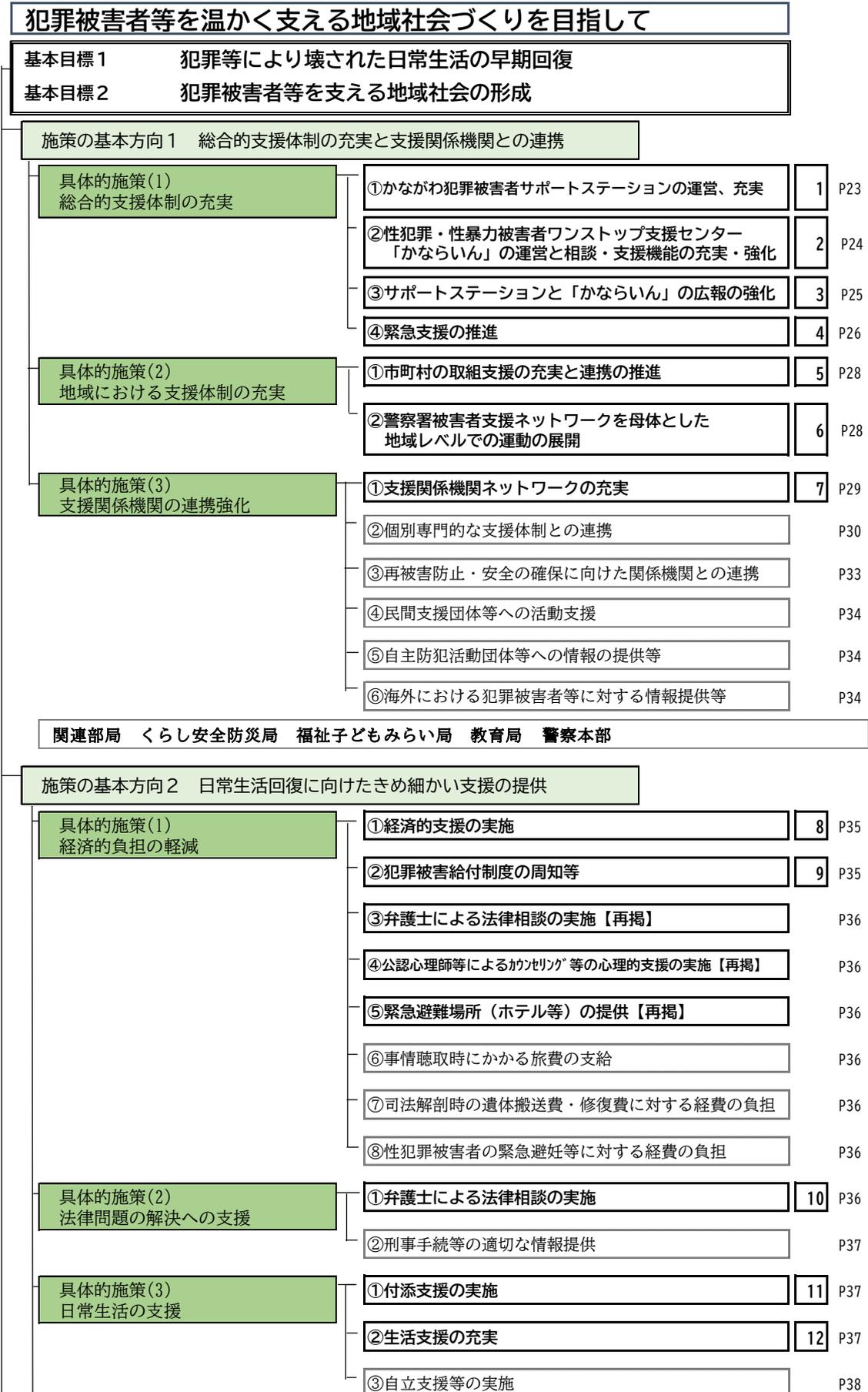
## (2) 重点的取組

犯罪被害者等支援施策は多岐にわたることから、5年間の計画期間で、重点的に取り組む 25 本の取組を「重点的取組」と位置づけて実施していきます。

## (3) 体系図

施策の体系図は21ページ、22ページのとおりとします。

体系図



<b>具体的施策(4)</b> 心身に受けた影響からの回復	①公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13	P39
	②精神科の受診の支援	14	P39
	③自助グループの紹介	15	P39
	④子ども・若者に対する相談、支援の充実	16	P40
	⑤犯罪被害者等に対する適切な医療の提供		P40
	⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 【1(3)②の再掲】		P41
	⑦DV被害、ストーカー被害への対応 【1(3)②再掲】		P41
	⑧高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援		P41
	⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備		P41
<b>具体的施策(5)</b> 一時的な住居の提供等	①緊急避難場所（ホテル等）の提供	17	P42
	②住居の確保への支援	18	P42
	③DV被害者等や被虐待児童の一時保護		P42
	④DV被害者の住居の確保への助言		P42

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

<b>具体的施策(1)</b> 県民・事業者の理解の促進	①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	19	P43
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	20	P44
	③県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	21	P44
	④様々な機会・媒体を用いた情報の提供		P45
	⑤交通事故防止についての普及啓発の推進		P45
	⑥いのちの大切さに関する教育の推進		P46
	⑦人権教育、犯罪防止教育の推進		P46
	⑧「生命（いのち）の安全教育」の推進		P46

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

<b>具体的施策(1)</b> 犯罪被害者等を支える人材の育成	①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	22	P47
	②支援者、相談員等に対する研修等の実施	23	P47
	③支援者、相談員等を支える取組の実施	24	P48
	④支援ボランティア登録制度の運用	25	P48
	⑤専門性の強化促進		P48

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

○25本の重点的取組は、太枠で囲んで表記。（右側に通し番号 1 ～ 25 を付記）

### 3 具体的な取組

施策の体系図にある具体的な取組内容は、次のとおりです。

#### 施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

サポートステーションと関係機関との連携の一層の強化を図るとともに、認知度を高めるための効果的な広報の実施などにより、犯罪被害者等に必要な支援が着実に提供されるよう、体制を充実させていきます。

また、警察への被害の届出を躊躇している性犯罪・性暴力被害者からの相談を受け、適切な支援を行う「かならいん」では、サポートステーションと同様に認知度を高めるための効果的な広報を実施するとともに、相談や支援の充実を図っていきます。

さらに、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、市町村等、関係機関とも連携し、迅速かつ円滑な支援を行います。

#### 具体的施策（1）総合的支援体制の充実

##### ① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

##### ■重点的取組 1

- 事件後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けられる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
  - ・ サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
  - ・ 関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」や、「市町村職員向け犯罪被害者ハンドブック」の運用

② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実 **重点的取組** 2

- 警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、相談・支援の充実を図ります。
- SNSを活用した相談体制の構築を含め、子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい支援体制について、検討、整備を進めます。
- 職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。
- 産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）も含めた医療機関との連携を強化します。
- 障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、性暴力対応看護師(SANE)養成のための研修や、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成します。
- 地域に出向くなどして医療機関や市町村関係者向けの研修を実施し、連携・協力を深めます。
- ワンストップ支援センターの設置形態や証拠採取等を含めた支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を行い、支援の充実に向けて検討します。

< SANE（性暴力対応看護師） >

性暴力対応看護師とは、看護ケアに必要な性暴力に関連する心理・身体・社会及び法医学的な知識・技術・態度について、専門的な教育を受けた看護師資格をもつ者。

SANE：Sexual Assault Nurse Examinerの頭文字をとった言葉

< 証拠採取等 >

証拠採取等とは、加害者由来のDNA等が含まれ、証拠となる可能性のある体液等を、後に被害者が届出の決意をした場合に備え、あらかじめ、医療機関で被害者から採取し、保管しておく仕組み。

### ③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化 重点的取組 3

- 様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するため、効果的な広報を行います。
- 市町村や教育委員会、学校等と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。(5 19の再掲)
  - ・ 市町村等と連携した広報の強化
  - ・ 市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
  - ・ 市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
  - ・ 子ども・若者にも伝わりやすい、Web媒体等による、より効果的な広報の実施
  - ・ ホームページ等によりサポートステーションや「かならいん」の活動をわかりやすく紹介
  - ・ 不特定多数が利用する化粧室や、教育機関等への広報用カード等の設置の拡大

#### <かながわ犯罪被害者サポートステーション>

神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき開設された施設。

犯罪などの被害にあわれた方やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要とする情報や、法律相談、カウンセリングなどの支援を総合的に提供するため、県、県警察、神奈川被害者支援センターが一体となって運営している。

#### <かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」>

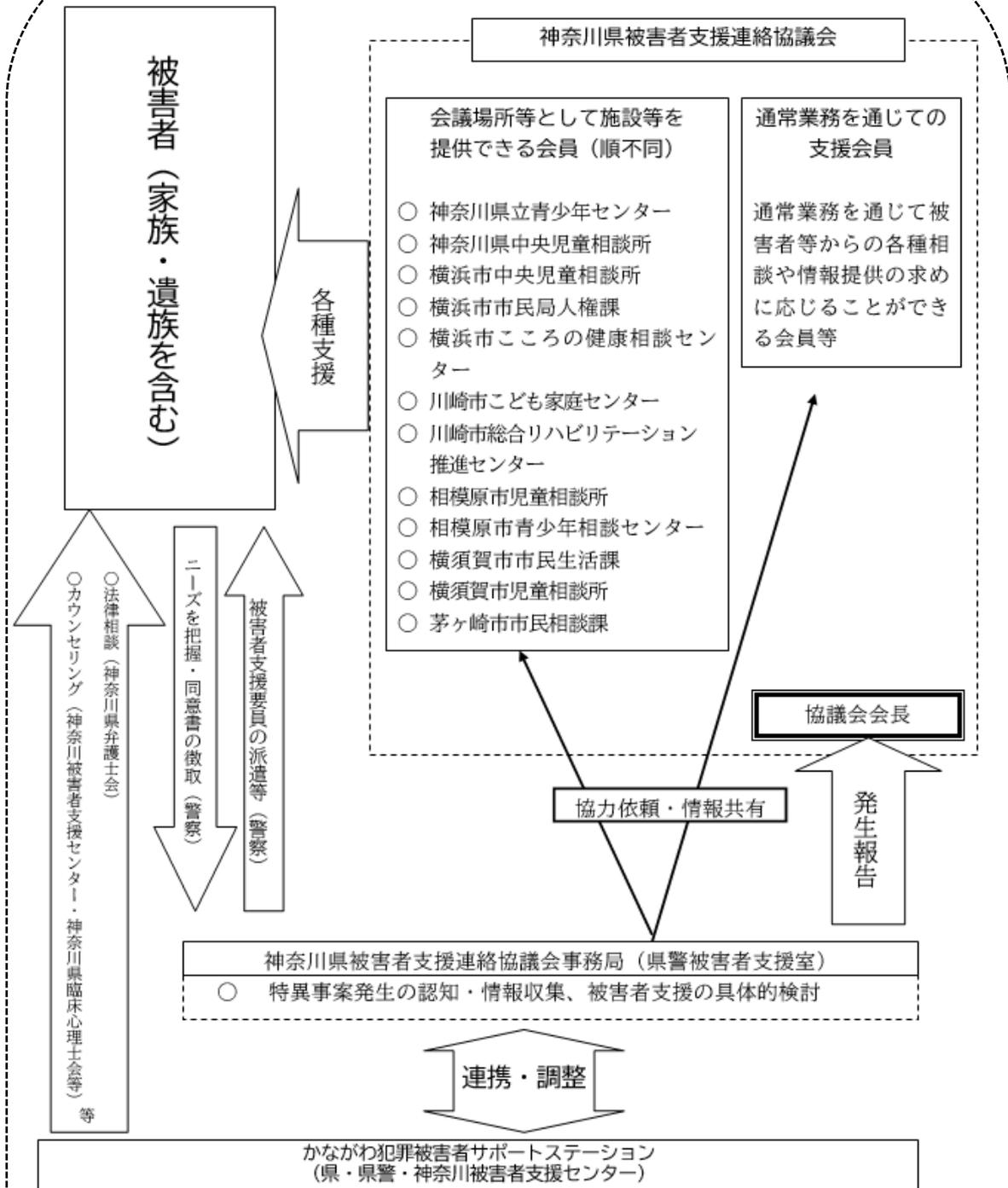
性別・年齢等問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族からの相談に24時間365日対応し、必要に応じて面接相談や医療機関の受診等の支援を行っている。

また、「かならいん」内に、「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」をあわせて開設している。

#### ④ 緊急支援の推進 重点的取組 4

- 重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討します。
- 休日、夜間における市町村、関係機関との連絡体制の確立を図ります。
- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。
- 県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、「大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領」に基づいて、支援を行います。
- かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。
  - ・ 初期的支援については、犯罪被害者支援に精通したカウンセラー等による支援ができるだけ早期に開始できるよう、警察のほか、サポートステーション等においても、関係機関等を通じて犯罪被害者等に積極的に働きかけるなど、さまざまな手法で犯罪被害者等のニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。
  - ・ 中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングのほか、「遺族の会」や、自助グループなど、犯罪被害者等のグループに対し、カウンセラーを派遣するなど、より参加しやすい形での支援を検討します。
  - ・ 死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の犯罪被害者等の支援については、発生場所や事案の内容に応じ、犯罪被害者等支援の視点で、目撃者等も含め、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援を行います。
- 緊急時の連絡体制の整備や犯罪被害者等についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。

【特異事案発生時における総合的な被害者支援体制のイメージ】



※特異事案とは、死傷者が多数に及ぶ事件・事故又は多数の者を人質とする立てこもり等の事件で、その内容、被害者又はその家族若しくは遺族の状態及び社会的反響等を総合して、神奈川県被害者支援連絡協議会会員が協力して被害者等の支援を行うことが適当であると協議会会長が認めるものをいいます。

※神奈川県被害者支援連絡協議会は、犯罪被害者等の支援に関わる行政機関、民間団体等により構成されています。

## 具体的施策（２）地域における支援体制の充実

### ① 市町村の取組支援の充実と連携の推進 重点的取組 5

- 各市町村における総合的対応窓口等と、サポートステーション、「かならいん」との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援します。また、県に市町村支援の専門の相談員を配置するなど技術面での支援強化を検討します。
  - ・ 条例制定や計画策定などについての情報提供
  - ・ 市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
  - ・ 市町村職員研修の充実
  - ・ 市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）
  - ・ 支援提供にあたっての市町村の総合的対応窓口とサポートステーション、「かならいん」との連絡調整の推進
- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民、事業者等の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。3  
19の再掲)
- 県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を開催し、各自治体間での役割分担や、生活支援等の充実方策、利用が可能な各種社会保障・社会福祉制度等の情報を共有し、具体的な支援の際の個人情報に配慮しながら、県、県警察、市町村間の相互の連携方法を検討します。

### ② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

#### 重点的取組 6

- 各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。
  - ・ ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

#### <警察署被害者支援ネットワーク>

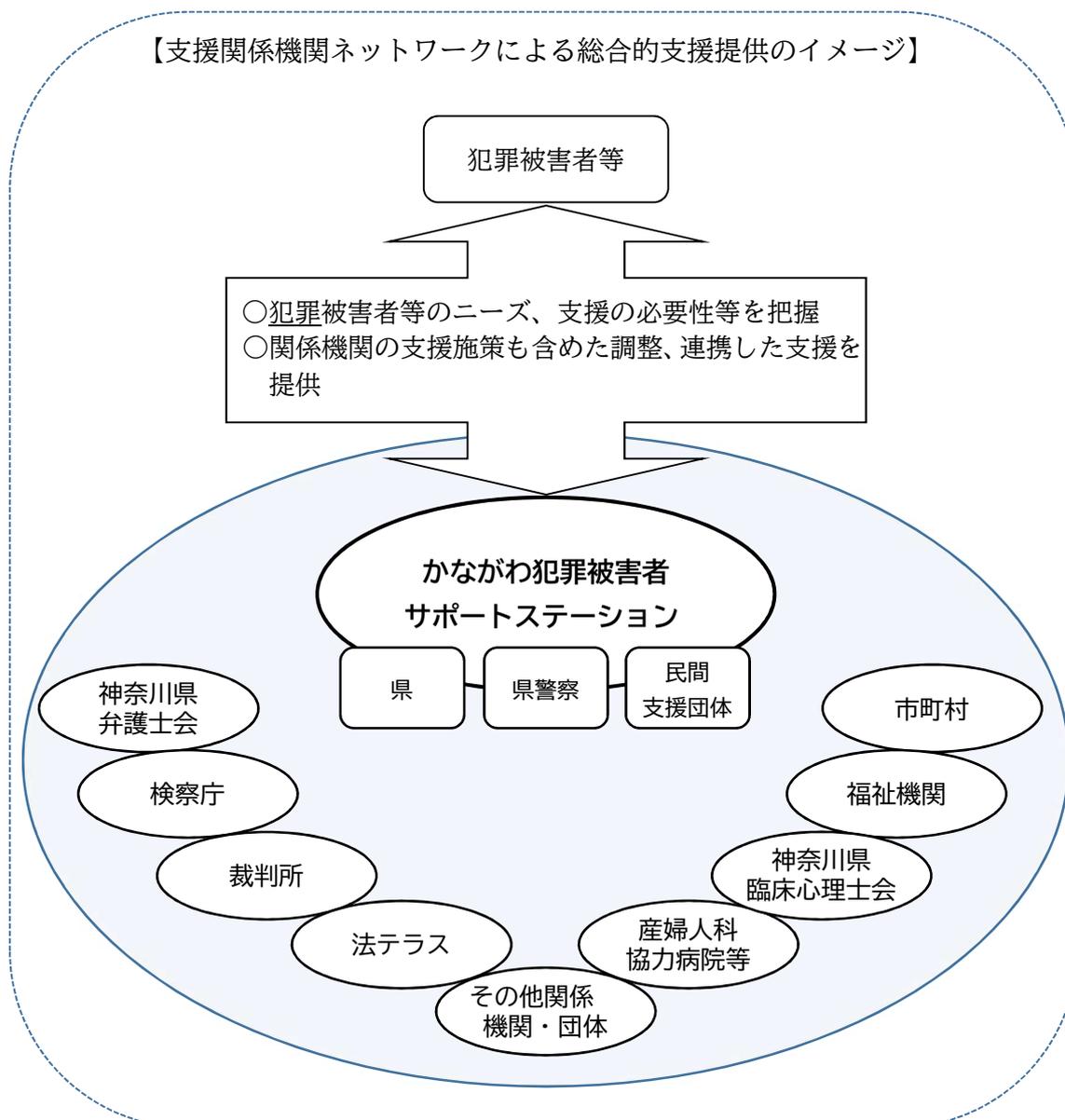
警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的として、警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等を構成員として各警察署単位で設置されている。

### 具体的施策（3）支援関係機関の連携強化

#### ① 支援関係機関ネットワークの充実 重点的取組 7

- 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。
  - ・ 支援関係機関ネットワーク会議の開催（事例検討、情報交換等）

#### 【支援関係機関ネットワークによる総合的支援提供のイメージ】



## ② 個別専門的な支援体制との連携

個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションや「かならいん」などと連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに沿った支援を提供します。

### [個別専門的な支援体制とその概要]

<p>DV*被害への対応</p> <p>(*)DV:「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者からの暴力」という意味で使用しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、自立をサポートする相談も行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、<u>被害者及び同伴児童等の一時保護、自立支援</u>などを行います。</li> <li>・ <u>法令に基づき、暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するため加害者に対する検挙、指導・警告及び被害者等への防犯指導、援助、関係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置</u>を行います。</li> </ul>
<p>ストーカー被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者等の安全確保を最優先に対応をし、<u>加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置</u>を行います。</li> </ul>
<p>性犯罪被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」</u>において、<u>原則、女性警察官が性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ等)の被害者等</u>の相談に応じます。</li> <li>・ 電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。</li> <li>・ <u>性犯罪被害者に対して、県警本部の心理員によるカウンセリング</u>など、各種支援を行います。</li> <li>・ <u>性犯罪捜査に携わる警察官(女性警察官を含む)を性犯罪指定捜査員として育成・登録して運用</u>することで、<u>性犯罪被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決</u>を図ります。</li> <li>・ 性犯罪捜査に関する研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。</li> </ul>

<p>セクシュアル・ハラスメント被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に悩んでいる方からの相談に応じます。</u></li> <li>・ <u>県立総合教育センター内に設置した「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」において、被害を受けた県立学校児童・生徒、保護者等からの相談に応じます。</u></li> </ul>
<p>いじめへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立総合教育センター教育相談課において、<u>学校生活、家庭生活、いじめ</u>など様々な相談に応じ、本人、保護者、教員等を支援します。</li> <li>・ <u>「24時間子どもSOSダイヤル」</u>を設置して、24時間体制で、<u>子どもの悩みに対する電話相談</u>を行います。</li> <li>・ <u>「中高生SNS相談@かながわ」</u>において、<u>いじめや様々な悩み等に関する中高生からの相談</u>に応じます。</li> </ul>
<p><u>被害にあった子ども</u>への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談電話「ユーステレホンコーナー」において、<u>子どもの非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談</u>に応じるとともに、<u>精神的ケア等の支援</u>を行います。</li> </ul>
<p>児童虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・家庭110番を設置し、<u>専門の電話相談員による子どものための電話相談</u>を行うとともに、<u>「人権・子どもホットライン」</u>で、<u>子どもからの人権にかかわるような悩み</u>の相談に応じます。</li> <li>・ 児童相談所虐待対応ダイヤル189において、<u>夜間を含む虐待通告</u>に対応します。</li> </ul>
<p>高齢者虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>かながわ高齢者あんしん介護推進会議</u>において、<u>高齢者虐待防止に向けた課題</u>を検討するとともに、<u>高齢者施設等での自己点検の促進</u>や、<u>職員・県民に向けた普及・啓発</u>に取り組みます。</li> <li>・ <u>市町村や地域包括支援センターの職員による対応を支援</u>するため、<u>専門職の派遣</u>や<u>マニュアル提供、職員研修等</u>を実施します。</li> </ul>

障がい者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報・届出や相談に応じます。</li> <li>・ <u>県障害者権利擁護センターでは市町村や障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ります。</u></li> </ul>
暴力団被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する被害などの相談に応じるとともに、<u>必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。</u>また、(公財)神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。</li> </ul>
悪質商法被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「悪質商法 110 番」において、悪質リフォームなどの訪問販売、<u>もうけ話を口実にして金銭をだまし取る利殖勧誘などの「悪質商法事犯」や「ヤミ金融事犯」</u>の相談に応じます。また、「消費者ホットライン 188」により消費生活相談を行っている市町村の消費生活センター等と連携して悪質商法被害に関する相談に応じます。</li> </ul>
交通事故被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。</li> <li>・ 交通事故捜査に係る研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。</li> <li>・ 神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。</li> </ul>

### ③ 再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携

- 警察における再被害防止に向けた保護対策の推進
  - ・ 犯罪被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれ大きい場合に、警察署の再被害防止担当官等が電話や面接などにより、犯罪被害者の要望を把握するとともに、防犯指導を実施します。また、警察署が一体となり、立ち寄りや周辺等のパトロールなどにより再被害の未然防止活動を実施します。
  - ・ 関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施します。
  - ・ 暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。
- 学校における再被害防止措置の推進
  - ・ 学校における再被害防止のための適切な支援を行った上で、必要に応じて学校警察連携制度を運用し、保護者や警察との連携のもとで継続的な支援を行います。
- 神奈川県DV対策推進会議の開催
  - ・ 弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」において、意見交換を行いながら、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進します。
- 要保護児童対策地域協議会の運営支援等
  - ・ 児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。各児童相談所は、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議に出席し、情報交換等を行います。
- 学校・警察連絡協議会の開催
  - ・ 各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高等学校、児童相談所が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察、児童相談所が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。

#### ④ 民間支援団体等への活動支援

##### ○ 関係団体に対する活動支援

- ・ 犯罪被害者等への支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供などの支援を行います。
- ・ 児童虐待の防止活動や犯罪被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣します。

##### ○ DV被害者支援に関する活動支援

- ・ DV被害者や同伴児童等の自立支援を行う民間団体のスタッフを対象に研修を実施します。

#### ⑤ 自主防犯活動団体等への情報提供等

- ・ 地域住民や地域の自主防犯活動団体等に対し、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行います。
- ・ 犯罪被害者等への理解促進を図るため、地域団体等に対して情報提供等を行います。
- ・ 地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を行います。

#### ⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

- ・ 関係機関・団体と連携し、海外において犯罪の被害にあった県民に関する情報の収集に努めるとともに、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、支援に関する情報提供やニーズに応じ支援を実施します。

## 施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

犯罪被害者等の多くは、思いがけず犯罪等にあつたことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、さらには、不慣れな刑事手続への対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ、日常生活に支障をきたします。

犯罪被害者等の負担が軽減され、早期に平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

### 具体的施策（1）経済的負担の軽減

#### ① 経済的支援の実施 重点的取組 8

- 犯罪被害者等が被害にあつたことで生じる経済的負担を軽減するため、見舞金制度の導入を含めた経済的支援のあり方について検討します。
- より犯罪被害者等のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、市町村の犯罪被害者等支援に係る取組支援や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化します。

#### ② 犯罪被害給付制度の周知等 重点的取組 9

- 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めます。

#### <犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障がいという重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

県警本部または警察署で申請の受付を行う。

- ③ 弁護士による法律相談の実施【再掲】
- ④ 公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】
- ⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】
- ⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給  
犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。
- ⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担  
犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費を一部負担します。
- ⑧ 性犯罪・性暴力被害者の緊急避妊等に対する費用の負担  
性犯罪・性暴力被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する費用を負担します。

## 具体的施策（２）法律問題の解決への支援

- ① 弁護士による法律相談の実施 重点的取組 10

- 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題や、二次被害の防止について、サポートステーションや「かならいん」において、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。
- 死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ、県民以外の犯罪被害者等を含め、迅速かつ柔軟に対応します。

## ② 刑事手続等の適切な情報提供

- 「被害者の手引」の配付
  - ・ 被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」を作成し、被害者に配付します。
- 捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供
  - ・ 「被害者連絡制度」に基づき、殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の犯罪被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。
- 法テラス等と連携した情報提供
  - ・ 刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。

## 具体的施策（3）日常生活の支援

### ① 付添支援の実施 重点的取組 11

- 犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。
- ボランティア養成講座や、支援者・相談員等のスキルアップのための研修会の実施により、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めます。
- 検察庁、裁判所、法律相談等への付添支援や代理傍聴等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応に努めます。

### ② 生活支援の充実 重点的取組 12

- 家事等の日常生活支援について、各種社会保障・社会福祉制度等の活用を含め、市町村と情報交換を行うとともに、市町村への財政的支援や連携のあり方について検討し、支援の充実を図ります。

### ③ 自立支援等の実施

#### ○ DV被害者の自立支援

- ・ DV被害者は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立をしていく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があります。一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施します。また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等、関係機関や民間団体が相互に連携しながら、DV被害者の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。

#### ○ 児童相談所における被虐待児童への支援

- ・ 児童相談所の一時保護所において、被虐待児童に対して、児童心理司等による心理的支援を行うとともに、教員OB等の学習指導員による学習支援を行います。
- ・ 児童被害者一人ひとりの状況による一時保護から自立までの過程で問題となる心理的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、児童被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

#### ○ ひきこもり当事者への支援

- ・ 犯罪被害にあったことにより、ひきこもりの状況になった方に対して、ひきこもり地域支援センターにおける電話や来所によるほか、LINEによる相談窓口を設置し、より相談しやすい環境を整備しています。

#### ○ ケアラーに対する支援

- ・ 犯罪被害にあったことにより、介護や看病が必要となった家族などをケアしているケアラーからの相談に応じるとともに、ケアラーズカフェの情報提供等各種支援を充実します。

## 具体的施策（４）心身に受けた影響からの回復

### ① 公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

#### ■重点的取組 13

- 二次被害を含め、犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、サポートステーションや「かならいん」において、適切なカウンセリングを実施します。
- 公認心理師等の資格を有する県警察の心理員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。
- 犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、公認心理師等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、犯罪被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。
- カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなぎます。

### ② 精神科の受診の支援 ■重点的取組 14

- 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるため、医療費の一部を公費負担します。

### ③ 自助グループの紹介 ■重点的取組 15

- 民間支援団体とも連携し、犯罪被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支え合っていくことを目的として集う自助グループやグリーフケアのグループ等についての情報収集に努めるとともに、県ホームページに自助グループの情報提供を行います。また、必要に応じて、犯罪被害者等に対して自助グループ等を紹介します。

#### ④ 子ども・若者に対する相談、支援の充実

#### ■重点的取組

16

- SNSを活用した相談体制の構築を含め、犯罪被害について、子ども・若者が相談しやすい支援体制の検討、整備を進めます。また、「かならいん」において、小児科等を含めた医療機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。子どもや保護者等からの相談対応に関する研修を充実・強化し、相談員の資質向上を図ります。
- 公認心理師等の資格を有する少年相談員が、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。
- 児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童等に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。
- 子どもたちが抱える困難に対応するため、すべての公立中学校（政令指定都市を除く）や県立高等学校、中等教育学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校区内の小学校を含めた児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。また、スクールカウンセラーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを県教育委員会へ配置するとともに、アドバイザーを教育事務所等に配置し、スクールカウンセラーへの助言や指導を行います。
- 私立学校に対しては、「人権同和研修会」を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。
- 社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを各教育事務所、県立高等学校、中等教育学校に配置し、関係機関と連携しながら、児童・生徒の置かれた環境に対応した支援を実施します。また、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを県教育委員会に配置するとともに、教育事務所に配置したアドバイザーからスクールソーシャルワーカーへ指導や助言を行います。
- 子ども・若者総合相談センターでは、犯罪被害により支援を必要とする子ども・若者とその家族からの相談に応じ、状況に応じた問題の整理や解決の筋道を立て、必要な情報を提供したり、地域における適切な機関につなぐなどの支援を行っています。また、電話や来所による相談を実施するほか、LINEによる相談窓口を運営するなど、子ども・若者がより相談しやすい環境を整えています。

#### ⑤ 犯罪被害者等に対する適切な医療の提供

- 迅速かつ適切な救急医療の提供
  - ・ 総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。
- 医療機関情報等の提供
  - ・ 令和6年4月からは、厚生労働省が構築する全国統一システムにおいて、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターでは、犯罪被害者等から相談があった場合、随時相談に応じ、必要な医療機関等の情報を提供します。
  - ・ 児童相談所においても、必要に応じて医療機関等の情報を提供します。

⑥ 被虐待児童、高齢者、障がい者への対応【再掲】

- ・ 教職員を対象とした「人権教育ハンドブック」や各種研修会等を通して、各学校における被害を受けた子どものケアや児童虐待の防止、早期発見、早期対応のための体制整備の促進等に係る情報を提供するとともに、県立学校の人権相談窓口においても、児童虐待に係る相談に適切に対応していきます。
- ・ 被虐待児童を養育する里親の養成や研修、里親制度説明会等を実施するとともに、里親登録数の拡大のための広報を実施します。

【再掲：1（3）② 児童虐待への対応】

【再掲：1（3）② 高齢者虐待への対応】

【再掲：1（3）② 障がい者虐待への対応】

⑦ DV被害、ストーカー被害への対応【再掲】

【再掲：1（3）② DV被害への対応、ストーカー被害への対応】

⑧ 高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援

- ・ 交通事故や病気などによる脳の障がいにより、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障がいにかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる巡回相談など、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援を行います。また、高次脳機能障がいに関する研修会や事例検討会等を通じて、支援技術の向上と支援体制の充実を図ります。

⑨ 犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備

- 被害者支援要員制度
  - ・ 支援が必要な殺人、性犯罪などの犯罪被害者等に対し、警察官の中から「被害者支援要員」を指定して、事件現場等における付添い、相談の受理等の支援活動を行います。
- 犯罪被害者専用の事情聴取室の設置
  - ・ 警察署の新築又は建て替え時には犯罪被害者専用の事情聴取室を設置し、他の警察署においては、会議室等を活用することにより、犯罪被害者等の精神的負担や不安の軽減を図ります。
- 被害者支援用車両の配置
  - ・ 各警察署での犯罪被害者等の移動時における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を進めます。
- 性犯罪被害者への対応
  - ・ 聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮するとともに、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が対応するなど、捜査の過程等において被害者の心情に配慮した対応に努めます。
- 報道機関への公表内容についての配慮
  - ・ 報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

## 具体的施策（５）一時的な住居の提供等

### ① 緊急避難場所（ホテル等）の提供 重点的取組 17

- 被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。
- なお、緊急避難場所（ホテル等）の提供については、犯罪被害者等の状況に応じて柔軟な運用を検討するとともに、市町村と連携した取組を進めます。

### ② 住居の確保への支援 重点的取組 18

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 県営住宅については、犯罪被害者等が利用しやすいよう、日常生活に必要な備品を設置するなど、居室の環境整備等を行います。
- 犯罪被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

### ③ DV被害者等や被虐待児童の一時保護

- DV被害者等の一時保護
  - ・ 配偶者等からの暴力によるDV被害者及び同伴児童等が避難したい場合などについて、保護施設において一時保護を行います。
- 児童相談所による一時保護
  - ・ 虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、児童相談所の一時保護所等において一時保護を行います。

### ④ DV被害者の住居の確保への助言

- ・ 一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を関係機関と連携して実施します。

### 施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

犯罪被害者等の多くが、二次被害に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、県民や事業者、支援関係者をはじめ、犯罪被害者等が日常的に接する様々な人々が、犯罪被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、犯罪被害者等を温かく支えることが必要です。

犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて、理解を深める取組を進めます。

#### 具体的施策（1）県民・事業者の理解の促進

##### ① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進 重点的取組 19

- 犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、防犯に関する講座や市町村、関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。
- また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を民間支援団体と連携し実施します。
  - ・ 市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
  - ・ 民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

## ② 犯罪被害者等理解促進講座の実施 重点的取組 20

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。(3 5の再掲)
- 学校、地域、市町村、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝え、既存の教材(DVDなど)を活用するなど、犯罪被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の声を伝え、インターネット環境を含め、二次被害を生じさせないような配慮の必要性と犯罪被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
  - ・ 学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
  - ・ 市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、犯罪被害者等の実情を伝えることで、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」を開催します。

## ③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開 重点的取組 21

- 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。
  - ・ 協議会参加団体による自主的な取組の促進(情報提供等)
  - ・ 広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

### <神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会>

- ・ 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・ 構成員  
学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等

#### ④ 様々な機会・媒体を用いた情報の提供

- 各種月間・週間等における啓発事業等の実施
  - ・ 若年層の性暴力被害予防月間（4月）や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に、「犯罪被害者等支援キャンペーン」等の広報啓発事業を実施します。
  - ・ 児童虐待防止推進月間（11月）に合わせ、10月下旬に開催される子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシや啓発グッズの配布による広報啓発事業を実施します。
  - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）に、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を実施します。
  - ・ 職場のハラスメントを防止するため、職場のハラスメント相談強化月間（12月）において集中的に広報等を行います。
- ホームページ等を活用した情報提供
  - ・ 県警察のホームページ等に、子どもや女性に対する犯罪被害防止情報を掲載するとともに、「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声かけ事案、不審者出没など、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供を実施します。
  - ・ 各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等への支援情報の提供などを行います。
  - ・ 地域防犯ボランティアセミナー等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。

#### ⑤ 交通事故防止についての普及啓発の推進

- 交通安全教育の実施
  - ・ 幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした、交通安全指導員による幼児交通安全指導実技研修会を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。また、高齢者に対しては、交通安全県民運動の一環として、市町村等との共催による参加体験型のシルバーリーダー養成研修会を行います。
  - ・ 運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、DVDを学校、職場、自治会等へ貸し出すとともに、自転車ルールブックによる周知・啓発を行います。
- 交通安全に係るデータ等の提供
  - ・ 交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態についての理解促進や交通安全運動の推進を図ります。
  - ・ 県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。

## ⑥ いのちの大切さに関する教育の推進

- 学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育の推進
  - ・ 子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校で、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開します。また、「いのちの授業」を受けた感想を作文等にしたものを募集、表彰する「いのちの授業」大賞を行い、表彰式の実施や優秀作品集の配布などを通して更なる普及啓発を実施します。
  - ・ いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の小学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配布するとともに、各学級では、学習指導要領に基づき小中学校において道徳科の指導を工夫する等、教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進を図ります。
  - ・ 「いのち」を大切にすることを育む教育を実施するため、実践研究校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を推進します。
- 家庭教育の推進
  - ・ 家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配付し、いのちの大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。

## ⑦ 人権教育、犯罪防止教育の推進

- 人権教育研修会の実施等
  - ・ 市町村職員、公私立学校の教職員などを対象とした人権教育研修講座等の際に、いじめや児童虐待、犯罪被害者等の人権等を含めた講演を実施します。
  - ・ 教職員一人ひとりが犯罪被害者等の人権問題を含めた人権尊重の理念、人権教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進するため、「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載します。
- いじめや暴力行為の防止活動の推進
  - ・ 私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。
  - ・ いじめや暴力行為の未然防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、PTA等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施します。
  - ・ 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」において、問題行動の未然防止及び対応を主眼とする魅力ある学校づくりの取組や、学校と関係機関及び地域との連携を推進します。
  - ・ 高校生による非行防止教室を小学校等で実施します。

## ⑧ 「生命（いのち）の安全教育」の推進

- ・ 児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的とした「生命の安全教育」を実施します。

## 施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成するためには、犯罪被害者等への支援を直接目的として活動する人材だけでなく、犯罪被害者等に接する様々な人が犯罪被害者等の置かれた状況などを理解し、犯罪被害者等を支えることが必要です。

犯罪被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材をはじめ、犯罪被害者等を支える様々な人材を育成します。

さらに、支援者、相談員等の二次受傷を防止し、支援者、相談員等を支えるための取組を行います。

### 具体的施策（1）犯罪被害者等を支える人材の育成

#### ① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施 重点的取組 22

- 犯罪被害者等支援の裾野を広げ、犯罪被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添支援を担う支援員やボランティア等を養成するための「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」等を実施します。

#### ② 支援者、相談員等に対する研修等の実施 重点的取組 23

- 県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援施策全般について理解を深め、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図ります。
- 支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、性暴力対応看護師(SANE)養成のための研修や、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。

③ 支援者、相談員等を支える取組の実施 **重点的取組** 24

- 支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等(スーパーバイズ)を実施します。

④ 支援ボランティア登録制度の運用 **重点的取組** 25

- 支援等を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。
- 普及啓発ボランティアの活動の活性化を図り、犯罪被害者等支援についての理解促進を進めます。
- 「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討します。

⑤ 専門性の強化促進

- PTSD対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属(精神保健福祉センター・保健福祉事務所等)職員の参加を促進します。

## V 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内において各部局が連携するとともに、市町村や関係団体などと連携して、施策を進めます。

### (1) 安全・安心まちづくり推進本部

県庁内の関係局長等で構成する「安全・安心まちづくり推進本部」を活用し、部局横断的な調整を行いながら、施策を進めます。

### (2) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

神奈川県の安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで展開するために設立された「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」(44 ページ参照)を犯罪被害者等支援についての推進体制としても位置づけ、同協議会の場を活用して、施策を進めます。

### (3) 警察署被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等のニーズに対応して、よりきめ細かな支援を行うため、警察署単位で設置された「警察署被害者支援ネットワーク」(28 ページ参照)において、地域の様々な団体等と連携しながら、地域における支援活動などの施策を推進します。

### (4) 市町村との連携

県と市町村における総合的対応窓口等の連携を強化するとともに、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村への情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援します。また、県に市町村支援の専門の相談員を配置するなど技術面での支援強化を検討します。

県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を開催し、各自治体間での役割分担や、生活支援等の充実方策、利用が可能な各種社会保障・社会福祉制度等の情報を共有し、具体的な支援の際の個人情報に配慮しながら、県、県警察、市町村間の相互の連携方法を検討します。

また、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議などを活用しながら、情報交換等を進め、普及啓発を協働して行うなど、市町村と連携して施策を推進します。

#### (5) 支援関係機関との連携

民間支援団体、弁護士会、臨床心理士会のほか、福祉関係機関や司法関係機関等で構成する「犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議」(29 ページ参照)において意見交換を行うなど、関係機関と連携して施策を推進します。